

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	村 田 町

村田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：村田町農林課

所在地：宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6

電話番号：0224-83-6406

FAX番号：0224-83-2114

メールアドレス：mura-nou@town.murata.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カルガモ・ツキノワグマ・ハクビシン・ニホンジカ・カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス（以下「カラス」という。））
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	宮城県 村田町内 全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	稲	244 a 2,374 千円
	いも類	0.1 a 10 千円
	豆類	2 a 50 千円
	その他	1 a 64 千円
	小 計	246 a 2,498 千円
カラス		0 a 0 千円
	小 計	0 a 0 千円
その他鳥類（カルガモ等）	豆類	2 a 10 千円
	小 計	2 a 10 千円
ハクビシン		0 a 0 千円
	小 計	0 a 0 千円
ニホンジカ		0 a 0 千円
	小 計	0 a 0 千円

(2) 被害の傾向

イノシシ：町内全域に通年出没し、水稻・野菜等に被害が生じている。今後、被害の拡大が予想される。
カラス・カルガモ等の鳥類：町内全域において、春期から秋期にかけて農作物に被害が生じている。
ハクビシン：主に春先から秋の終わりごろにかけて出没している。今後被害発生が予想される。
ツキノワグマ・ニホンジカ：被害報告はなかったが、目撃情報は多数寄せられたため、今後被害の発生が予想される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成30年度)		目標値 (令和4年度)	
イノシシ	被害面積	246 a	被害面積	221 a
	被害金額	2,498 千円	被害金額	2,482 千円
カラス	被害面積	- a	被害面積	- a
	被害金額	- 千円	被害金額	- 千円
その他鳥類 (カルガモ等)	被害面積	2 a	被害面積	1 a
	被害金額	10 千円	被害金額	9 千円
ハクビシン	被害面積	- a	被害面積	- a
	被害金額	- 千円	被害金額	- 千円
ニホンジカ	被害面積	- a	被害面積	- a
	被害金額	- 千円	被害金額	- 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊による銃器・わなによるイノシシの有害捕獲の実施。 ・捕獲隊によるカラス・カルガモの春季・秋季の予察捕獲の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化により実施隊員及び捕獲隊が減少し、担い手の育成が急務である。 ・捕獲中心の活動では、鳥獣被害を現状より軽減するのは困難であり、地域一体となった緩衝帯の設置や森林整備を行うことが急務である。
防護柵等の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度より、電気柵等の施設設置に対して、補助の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の設置により一定の被害対策に効果があるが、対策に対する地域一帯での意思統一や取組みが必要。

(5) 今後の取組方針

農作物被害は、農業生産活動の重大な阻害要因となっており、農業者の生産意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。このため、従来から講じてきた対策に加え、以下の事項について被害対策を推進していく。

- ・農林業者自身による狩猟免許（わな猟）の取得を支援
- ・農地周辺の里山管理の啓発や助言
- ・被害を受けにくい農作物の作付誘導や栽培管理の指導
- ・捕獲機材の購入など捕獲圧の強化
- ・地域での自主防除体制への支援及び防護柵等の設置を検討
- ・必要に応じ、処理施設等の整備を検討

- イノシシ・ニホンジカ
生息状況や被害状況を確認しながら、鳥獣被害対策実施隊による箱わな・くくりわなでの捕獲を実施する。
また、ICTを活用した効果的・効率的な捕獲方法を検討する。
- カラス、カルガモ等の鳥類
被害が集中する春、秋に予察捕獲を実施する。
- ツキノワグマ、ハクビシン
捕獲以外の方法で被害を防ぎきれない場合に捕獲する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 村田町農作物有害鳥獣対策協議会
野生鳥獣による被害状況調査、鳥獣被害対策実施隊員及び有害鳥獣捕獲隊へ捕獲依頼
- 村田町鳥獣被害対策実施隊
捕獲依頼に基づく捕獲活動の実施

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2～4	・イノシシ ・カラス・カルガモ等の鳥類 ・ツキノワグマ・ハクビシン	・被害防止対策の普及啓発 ・電気柵等の防護柵の推進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
直近3ヶ年の捕獲実績及び対象鳥獣による農作物、生活環境被害の拡大傾向等を総合的に勘案し、町内全域で生態系に影響を及ぼさない程度に設定する（鳥獣保護区特別保護区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第8条の区域を除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない）。

対象鳥獣	捕獲計画数等（頭・羽）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	800	800	800
カラス	60	60	60
カルガモ	90	90	90
ツキノワグマ	—	—	—

ハクビシン	—	—	—
ニホンジカ	10	10	10

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 町内全域に通年出没し、被害を与えている。被害状況により、捕獲場所を選定し、銃器・わなで捕獲を実施する。 また、ICTを活用した効果的・効率的な捕獲方法を検討する。 ・カラス、カルガモ等の鳥類 被害が集中する春、秋に予察捕獲を実施する。また、被害が集中する春から秋にかけては、被害状況に応じて捕獲を実施する。 ・ツキノワグマ、ハクビシン 被害防除対策を行ったうえで、捕獲以外の方法では被害を防ぎきれない場合に捕獲する。 ・ニホンジカ 出没場所、頻度等を考慮し、銃器・わなで捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域での防護柵の設置を検討する。			

(2) その他被害防止に関する取組

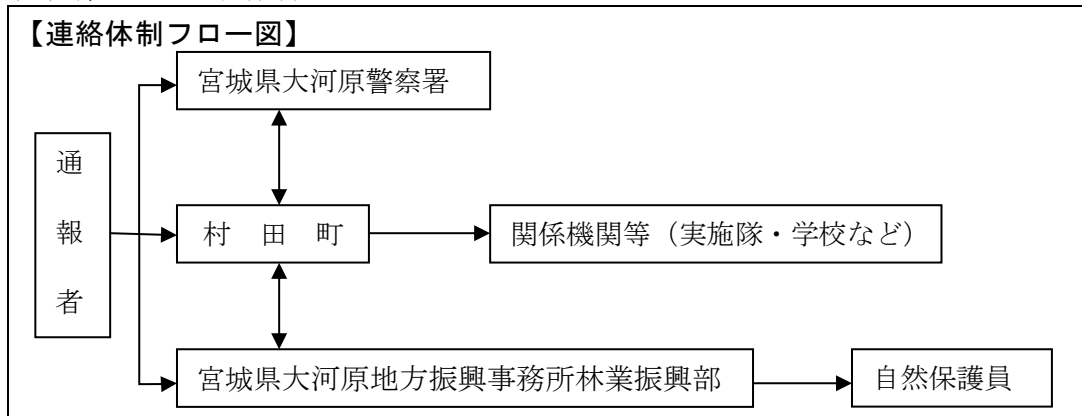
年度	対象鳥獣	取組内容
2～4	イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット配布による啓発 ・雑木の除去等による緩衝帯の設置及び維持管理

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
村田町	各関係機関との連絡調整、情報収集及び地域住民への周知並びに有害鳥獣捕獲許可等。
宮城県大河原地方振興事務所 林業振興部	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止の指導及び支援並びに鳥獣捕獲許可。
宮城県大河原警察署	現地確認、銃刀法等に基づく指導など
村田町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供、現地確認、捕獲の実施
村田町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連情報の提供、現地確認、捕獲の実施
自然保護員	有害鳥獣関連情報の提供、現地確認等

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

減容化処理及び捕獲等をした現場での埋設並びに検査等により安全を確認したうえで自家消費等による処分を基本とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ、ツキノワグマ及びニホンジカは放射性物質の影響により、出荷制限指示等が出ている状況であり、県の放射性物質検査の結果及び食肉の需要等を踏まえ、必要に応じて検討する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

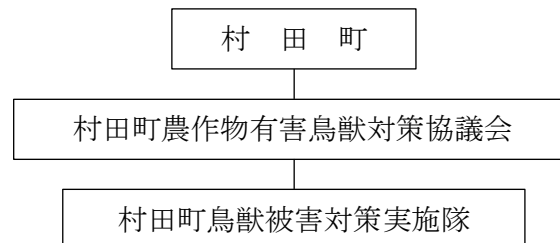
被害防止対策協議会の名称	村田町農作物有害鳥獣対策協議会
【構成機関の名称】	【役 割】
村田町	事務局・被害対策全般
村田町農業委員会	農地に関する情報提供・助言・指導
みやぎ仙南農業協同組合	情報収集並びに被害対策に関する助言
宮城県農業共済組合	情報収集並びに被害対策に関する助言
宮城県大河原農業改良普及センター	情報収集並びに被害対策に関する助言
村田町猟友会	捕獲隊の統括管理
村田町鳥獣被害対策実施隊	捕獲許可に基づく捕獲の実行
村田町有害鳥獣捕獲隊	捕獲許可に基づく捕獲の実行
自然保護員	鳥獣保護管理に係る情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県大河原地方振興事務所林業振興部	情報集約・全体的な把握
大河原警察署	銃刀法等に基づく安全管理

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年4月に村田町鳥獣被害対策実施隊を設置（平成31年度：30名）



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--